（関東）	5	（関東）	9	（関東）	10
（関東）	11	（関東）	16	（関東）	17
（関東）	18	（関東）	21	（関東）	24
（関東）	26	（関東）	36	（関東）	37
（関東）	39	（関東）	44	（関東）	45
（関東）	46	（関東）	47	（関東）	49
（関東）	56	（関東）	57	（関東）	67
（関東）	68	（関東）	69	（関東）	71
（関東）	73	（関東）	77	（関東）	78
（関東）	86	（関東）	87	（関東）	88
（関東）	95	（関東）	97	（関東）	100
（関東）	102	（関東）	108	（関東）	110
（関東）	119	（関東）	122	（関東）	129
（関東）	137	（関東）	148	（関東）	151
（北信）	3	（北信）	8	（北信）	9
（中部）	3	（中部）	7	（中部）	8
（中部）	14	（中部）	17	（中部）	30
（近畿）	3	（近畿）	4	（近畿）	16
（近畿）	18	（近畿）	23	（近畿）	33
（近畿）	41	（神戸）	1	（神戸）	4
（神戸）	6	（神戸）	7	（神戸）	10
（神戸）	16	（神戸）	18	（神戸）	26
（神戸）	29	（中国）	1	（中国）	3
（中国）	4	（中国）	10	（中国）	12
（中国）	14	（中国）	15	（中国）	20
（四国）	1	（四国）	4	（四国）	5
（四国）	19	（九州）	2	（九州）	4
（九州）	5	（九州）	6	（九州）	7
（九州）	8	（九州）	9	（九州）	13
（九州）	14	（九州）	18	（九州）	24
（沖縄）	2	（本）	1	（本）	2
（本）	3	（本）	4	（本）	5
（本）	6	（本）	9	（本）	10
（本）	12	（本）	13	（本）	14
（本）	15	（本）	17	（本）	18
（本）	19	（本）	20	（本）	21
（本）	22	（本）	24	（本）	25
（本）	26	（本）	29	（本）	30
（本）	31	（本）	36	（本）	37
（本）	39	（本）	40	（本）	42
（本）	43	（本）	45	（本）	47
（本）	48	（本）	49	（本）	50
（本）	53	（本）	54	（本）	57
（本）	58	（本）	59	（本）	60
（本）	62	（本）	65	（本）	67
（本）	68	（本）	69	（本）	70

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 13 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　DO-tec株式会社　大槻　　睦　京都府京都市伏見区桃山羽柴長吉西町23－５　国土交通大臣許可（般－22）第13758号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年９月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 13 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年９月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　植田基工株式会社　植田　正樹　大阪府茨木市下井町11－３　国土交通大臣許可（特－23）第24127号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年９月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 13 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年９月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ブリヂストン化工品西日本株式会社　柴田　　尚　大阪府大阪市西区新町２－４－２　国土交通大臣許可（般特－24）第8523号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年９月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 13 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年９月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アプコ　西出弥寿和　滋賀県大津市皇子が丘２－６－13　国土交通大臣　許可（般特23）第22055号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年９月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 13 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　シャープ株式会社　高橋　興三　大阪府大阪市阿倍野区長池町22－22　国土交通大臣許可（特－23）第2781号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 13 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

1　処分をした年月日　平成25年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　井上工業株式会社　井上　史之　大阪府大阪市東淀川区上新庄１－２－９　国土交通大臣許可（特－24）第2585号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。